

秦代・漢初の刑徒 —刑徒間の差異について—

佐々木 満 実*

秦及漢初の刑徒 —关于刑徒之间差别—

佐佐木 満 実

要旨

新出の簡牘资料显示、从秦代到汉初、刑罚制度在发生着变化。但是、这样的变化对刑徒的存在方式的影响、至今尚未明确。本文为了探究这些刑徒的实际状况、对于刑徒之间差别对待、刑徒的身份恢复、刑徒的家庭这三个问题、特别是它们的变化、重点进行了探讨。

结果可以看出、直到睡虎地秦简时期、还保持着的刑徒间的身份的差异逐渐消失、在汉初的二年律令中、有试图统一管理刑徒的倾向。同时、对于刑徒的身份恢复、由之前的爵位返还、代替劳役等刑徒或其家人主动进行的身份恢复、向恩赦、奖励等国家主动的方式转变、可以看出国家的干涉增强了。

综上所述认为在这种刑徒的相关制度发生变化的背景下、国家管理刑徒、目的是有效榨取这些劳动力。并且、这些变化、导致了汉文帝时期刑罚的有期化、即根据刑期、将劳动力数值化。

关键词：中国史、秦汉、简牘资料、家庭、刑制

はじめに

秦漢時代において、刑制は国家における民衆支配の要であり、制定し施行する側の国家と、把握され対象とされる側の民衆とを繋ぐ紐帯となっていた。これまで秦代・漢初の刑制については、後世の史料から断片的にしか知り得なかったが、1975年に睡虎地秦簡が出土し、秦代の同時代的史料が得られたことで、ある程度体系的に理解することが可能になった。その後、漢初の張家山漢簡や秦代の龍崗秦簡、さらに近年では、秦王政（始皇帝）期から二世皇帝期にかけての里耶秦簡や嶽麓書院藏秦簡も加わり、従来の史料的制約が解消されつつある¹。こうした史資料の充実を背景に、1980年代以降、秦漢法制史研究は飛躍的に発展し、多くの論考が発表されることになった。

本稿で扱う「刑徒」とは、刑制によって作り出された人々の総称であり、その在り方は刑制の具体的な運用を知る手立てとして関心を集めてきた。そして、新出資料が公開されるにつれ、秦代から漢初に至る過程で刑徒が官有労働力として国家に認識されるようになっていったことが明らかにされている²。しかし、こうした変化が刑徒の実態、例えば刑徒間の身分的差別や、刑徒身分の回復、刑徒の家族のあり方という問題に具体的にどのような影響を及ぼしたのかについては、いまだ十分に解明されていなかったと言える。そこで本稿は、そうした刑徒に関する問題について、とくに身分刑的要素の喪失と国家による刑徒管理の効率化という切り口から、その変遷を検討したい。

キーワード：中国史、秦漢、簡牘資料、家族、刑制

*平成22年度生 比較社会文化学専攻

一、刑徒の可視的差別

『漢書』卷23刑法志に

罪人獄已決、完爲城旦舂、滿三歲爲鬼薪白粲、鬼薪白粲一歲、爲隸臣妾、隸臣妾一歲、免爲庶人。隸臣妾滿二歲、爲司寇、司寇一歲、及作如司寇二歲、皆免爲庶人。

すでに裁判が結審し、完城旦舂に処された者は、(服役すること)満3年で鬼薪白粲とし、鬼薪白粲(になって服役すること)満1年で隸臣妾とし、隸臣妾(になって服役すること)満1年で、免除して自由身分とする。また、隸臣妾(に処された場合は、服役すること)満2年で司寇とし、司寇(になって服役すること)満1年、及び作如司寇(になって服役すること)満2年で、すべて免除して自由身分とする。

とあり、「城旦舂」「鬼薪白粲」「隸臣妾」「司寇」等の労役刑名が確認され³、その等級は重い方から順に城旦舂→鬼薪白粲→隸臣妾→司寇であったことがわかる。従来、こうした伝世文献史料の記述から、秦漢時代の労役刑には罪の軽重に応じて刑期が設定されていたと考えられてきた。しかし、1980年代以降、同時代的史料である簡牘資料が陸續と公開されると、そこで得られた知見から、秦代・漢初の刑罰には刑期がなく、前漢文帝の刑制改革によって初めて刑期が設定されたとする説が提示されることになった⁴。刑期の有無についてはいまだ議論があるが、一部の有期罰労働を除き、当時の刑罰には刑期が存在しなかったという見解が国内の学界では有力であり⁵、本論もこれに従う。

こうした議論の中で、刑期が設定されていないことを如何に理解するかということが問題になった。刑期が無いのであれば、当時はひとたび刑徒になると、基本的には終身労役の義務を負うことになる⁶。しかし、一部の刑徒は労役を強制されていなかったと解釈できる資料や、労役が不可能であろう未成年刑徒の存在を示す資料、また、刑徒の身分が子供に継承されたとする資料等が確認されたことで、当時の刑罰は労役を第一義とするものではなかったのではないかという疑義が生じた。そして、そうした状況を整合的に理解するため、秦代とそれを継承した漢初の刑制において、労役刑は身分の貶降を第一義とする「身分刑」とも言うべきものであったのではないかという回答が提示されたのである⁷。こうして、刑徒は一般民よりも低い身分に落とされ、一般民の形成する秩序から排除された存在として理解された。

このように、当時の刑罰が身分刑であり、身分を貶降し、蔑視や排除の対象とすることを以て刑罰的效果を期待するものであったならば⁸、刑徒の身分的差異は当然可視化されたものであつたらう。刑徒と一般民とを区別する最大の特徴は身体刑の有無である。身体刑とは肉体を毀損する刑罰であり、労役刑とセットで行われた。比較的罪の軽い司寇や隸臣妾、特権身分の鬼薪白粲⁹には「耐」と呼ばれる身体刑が施され、最も罪の重い城旦舂には回復不可能なレベルで肉体を損壊する「肉刑」が施された。肉刑をはじめとする身体刑は犯罪者を異形化することで社会や共同体から排除することがその目的であったと理解されている¹⁰。こうした身体刑は刑徒を一般民と差別化するものであったと考えられるが、当時の刑罰が身分刑ともいうべきものであったならば、科された刑罰の軽重に応じて刑徒間にも身分の上下が設定されていて然るべきである。それを示すように、秦代の資料からは、身体刑の他にも刑ごとに外見上の差異が設けられていたことが確認できるのである。『睡虎地秦簡』秦律十八種司空律147簡に

城旦舂衣赤衣、冒赤氈、枸檣櫛杖之。

城旦舂には赤い衣服、赤い毛織り帽、刑具を着用させる。

とあり、城旦舂には赤い囚人服・赤い帽子・刑具の着用が義務付けられていたことがうかがえる。従来、秦の刑徒はみな「赭衣(赤い囚人服)」を着用するものと考えられてきた¹¹。しかし、司空律134・135簡に

鬼薪白粲、群下吏毋耐者、人奴妾居贖贖責(債)于城旦、皆赤其衣、枸檣櫛杖、將司之¹²。

鬼薪白粲・群下吏で耐刑を受けていない者・私人の奴隷が贖刑・贖刑・(官府への)債務を城旦の労役によって償還する場合は、すべて赤い(囚人)服と刑具を着用させ、監督する。

とあり、同じく司空律141簡に

隸臣妾・城旦舂之司寇居贖贖責(債)、毆(繫)城旦舂者、勿責衣食。其與城旦舂作者、衣食之如城旦舂。

隸臣妾・城旦舂を監視する司寇が贖刑・贖刑・債務を労働償還する場合や城旦舂の労役に従事する場合は、

衣食（の代金）を徴収してはならない。城旦舂とともに労役をする者は、衣服や食事を城旦舂と同じくする。とある。城旦舂以外の刑徒や奴隸が城旦舂と同じ労役に服す場合には、城旦舂と同じ衣服を着用するよう規定されている。このことは、城旦舂以外の刑徒が本来城旦舂とは異なる衣服を着用しており¹³、刑徒間に服装の差異が設けられていたことを示している。ちなみに、司空律147簡と同様の規定は『嶽麓秦簡（肆）』167・168簡にも見え、刑徒の服装規定は秦代を通してほぼ一貫していたであろうことがうかがえる。また、『嶽麓秦簡（肆）』167・168簡には

司空律曰、城旦舂衣赤衣、冒赤氈、枸櫞杖之。諸當衣赤衣者、其衣物毋小大及表裏盡赤之。

司空律によると、城旦舂には赤い衣服、赤い毛織り帽、刑具を着用させる。諸々の赤い衣服を着用すべき者は、その衣服の大きさ・裏表に関係なく、すべてを赤色にする。

とある。律文中で「当衣赤衣者〔赤い衣服を着用すべき者は〕」とことわっていることから、刑徒の中には赤い囚人服の着用該当しない者がいたことが推察される。そもそも、赤い囚人服は上古の象刑（肉体的な刑罰を科さない表象的な刑罰）に由来するものであると考えられるが、『太平御覧』巻645に引く『尚書大傳』には

唐虞象刑、上刑赭衣不純、中刑雜履、下刑墨幪、以居州里、而民恥之。

帝堯・帝舜が用いた象刑とは、上刑には赤く衿の無い衣服（を着せ）、中刑には粗末な草履（を履かせ）、下刑には黒い額当て（を付けさせ）、（一般人と同じ）郷里に住ませたので、民はこれを恥に思（い、敢えて罪を犯さなか）ったのである。

とあり、刑罰の重さに応じて刑徒の服装に差異が設けられ、赤い囚人服は「上刑」、即ち最も重い刑罰に適用されたことが記されている。秦代においても、死刑の次に重い刑罰である城旦舂に赤い囚人服の着用が義務付けられていたのは、こうした流れを汲むものであったと考えられる。

秦代の刑徒の服装は城旦舂とそれ以外とで区別が設けられていたと考えられるが、その他の刑徒が具体的に如何なる服装であったのかは不明である。ただ、『睡虎地秦簡』秦律十八種金布律94・95簡に、妻のいない隸臣や老年・幼少のために衣服を自弁できない隸臣妾には衣服代を支給するという規定が見られる。これは隸臣妾が本来、衣服を自弁するものとされていたことを示している¹⁴。そして、各自で衣服を自弁し得たということは、隸臣妾の服装に関する制約はそれほど厳格なものではなかったと推測されるのである。

以上をまとめると、秦代において一般人と刑徒とはまず身体刑の有無によって差別化され、刑徒間は身体刑の程度と服装の差異によって身分の上下が表現されていたと考えられる。一方で、前掲の司空律のように、城旦舂以外の刑徒が城旦舂と同じ労役に服す場合には、城旦舂と同じ衣服の着用が義務付けられていた。これは、労役内容ごとに刑徒を一律に管理する便宜によるものだったと考えられる¹⁵。本来、刑徒間の身分的差異を表現していたであろう衣服が労働力を分別する標識となっていると言えよう。陶安あんどは、すでに睡虎地秦簡の時点において刑制に揺らぎが生じていたことを指摘しているが¹⁶、刑徒の服装規定という角度からも、そのことが読み取れるのではないかと考える。

漢初の刑徒の服装については、『漢書』巻97外戚伝に

呂后為皇太后、乃令永巷囚戚夫人、髡鉗衣赭衣、令舂。

呂后は皇太后になると、後宮の役人に命じて戚夫人を囚縛し、剃髪して刑具を嵌めさせ、赤い囚人服を着せ、舂かせた。

とある。呂后によって舂に落とされた戚夫人が赭衣を着せられ、鉗を嵌められていたことから、漢初においても城旦舂には赤い囚人服と刑具の着用が強制されていたことがうかがえる。しかし、二年律令には刑徒の服装を直接規定するような律文が見えず、『二年律令』金布律418～420簡に刑徒への衣服支給の規定が見えるのみである。

諸内作縣官及徒隸、大男¹⁷、冬稟布袍表裏七丈・絳絮四斤、袴（袴）二丈・絮二斤。

大女及使小男、冬袍五丈六尺・絮三斤、袴（袴）丈八尺・絮二斤。未使小男及使小女、冬袍二丈八尺・絮一斤半斤。未使小女、冬袍二丈・絮一斤。夏皆稟禪、各半其丈數而勿稟袴（袴）。……布皆八稷・七稷。以裘皮袴（袴）當袍袴（袴）、可。

官府での役務に従事する者、及び「徒隸」（に支給する布地）は、成人男性には、冬用の麻布の綿入れ（の材料）として表地・裏地ともに（布の長さ）7丈・中綿（の重さ）4斤とし、ズボン（の材料）として（布の長さ）2丈・中綿2斤とする。成人女性と少年には、冬用の麻布の綿入れ（の材料）として5丈6尺・中

綿3斤、ズボン（の材料）として8尺・中綿2斤とする。男児・少女には、冬用の麻布の綿入れ（の材料）として2丈8尺・中綿1斤半とする。女兒には、冬用の麻布の綿入れ（の材料）として2丈・中綿1斤とする。夏は皆な単衣を支給し、それぞれ（支給する布地の）丈は（冬衣の）半分とし、袴は支給してはならない……布地はいずれも八穆・七稷（の目の粗いもの）とする。皮革のズボンを（麻布の）綿入れ・ズボンの代わりに支給することを、許可する。

この「徒隸」の語については、これまで解釈に異同があったが、里耶秦簡の記述から「徒隸」の中に隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲が含まれることが明らかになっており、「徒隸」を刑徒全般と捉えることが可能だろう¹⁸。そうであるならば、当該条文において、漢代の刑徒の衣服が隸臣妾から城旦舂まで一律に管理されていることが注目される。このような刑徒の衣服の一律化は、秦代までの刑徒間の身分的差異を強調する姿勢とは対照的である。

また、『二年律令』具律88・89簡の女性に対する減刑規定の中には、女性の耐刑を「贖耐」に減刑するという規定があり、金銭の納入で身体刑である耐刑を回避することが可能であったことがわかっている。このことは漢初において身体刑が刑徒と一般民とを分別する絶対的な身分標識になっておらず、それに代わる身分標識があったことを示しているだろう。おそらく、一律化された刑徒の衣服がそれだったのではないかと推測される¹⁹。『漢書』卷51賈山伝には、前漢文帝初期初期のこととして²⁰

赦罪人、……憐其衣赭書背、父子兄弟相見也而賜之衣。

（文帝は）罪人を赦し、……（罪人が）赤い衣服を着せられ、背に書かれ（た状態で）、

父子兄弟が再会するのを哀れみ、罪人に衣服を下賜されました。

とある。宮宅潔は、刑徒の赭衣には特別な文字が書き込まれ、それが刑徒を弁別する標識になっていたと指摘している²¹。漢初の刑徒は秦代と異なり、一律の赤い囚人服によって一般民と分別された上で、衣に書かれた文字か記号によって等級ごとに分類・管理されていたのであろう。睡虎地秦簡の時点ですでに確認されていた管理上の便宜による刑徒の衣服の一律化が、漢初では定着しており、刑徒間に存在していたはずの身分的差異、即ち身分刑的要素が薄れていると考えられるのである。

二、刑徒身分の回復

秦代・漢初の刑罰は無期刑であり、貶降された身分は終身のものであったと述べたが、条件によっては身分を回復することが可能であった。伝世文献史料の記述から、「赦（恩赦）」や褒賞等によって刑徒身分から解放された事例が幾つも確認されている。そして睡虎地秦簡には、隸臣妾が爵位の返上や代替労役によって身分を回復することを許可する条文が見られたことから²²、刑徒身分の回復が特例的な措置だけではなく、法によって恒常的に保障されていたことが明らかになった。しかし、睡虎地秦簡に見える贖身規定は隸臣妾に限定されたものであり、先行研究ではその点がとくに強調された。隸臣妾が贖身できるのに対し、城旦舂と鬼薪白粲は身分上昇の機会すら与えられておらず、身分秩序から完全に排除された存在であると理解されてきたのである。石岡浩はその要因を「収」の有無に求めた。「収」とは犯罪者の妻子と財産を没収する制度であり、城旦・鬼薪以上の男性犯罪者に適用されるものである。石岡は、収が適用されない隸臣は、家族を保持し、家族による爵位の返上や代替労役によって身分回復が可能であるが、収が適用される城旦・鬼薪はそれが不可能であったとして、収による家族の解体こそが身分回復の機会を奪うものであったと主張した²³。

しかし、睡虎地秦簡の後に公開された漢初の二年律令には、隸臣妾だけでなく城旦舂・鬼薪白粲までもを解放する規定が見られた。『二年律令』錢律204・205簡に

捕盜鑄錢及佐者死罪一人、予爵一級。其欲以免除罪人者、許之。捕一人、免除死罪一人、若城旦舂・鬼薪白粲二人、隸臣妾・収人・司空²⁴三人以爲庶人。

不法に鑄錢した者、及びそれを幫助した者は死罪に当たる（が、そうした犯罪者）1人を捕縛した場合、爵1級を賜与する。（捕縛した者がすでに刑が確定している）罪人を解放したいと願った場合は、これを許可する。（犯罪者）1人を捕縛した場合は、死罪の者1人、もしくは城旦舂・鬼薪白粲の者2人、（もしくは）隸臣妾・収人・司空の者3人を解放する。

とあり、盗鑄錢、即ち貨幣の偽造を行った犯罪者を捕縛した場合には、隸臣妾だけでなく、城旦舂・鬼薪白粲、

死罪の者さえも解放することができたことがうかがえる。この錢律の規定と睡虎地秦簡の贖身規定とを如何に整合的に理解するかが新たな問題となったのである。

これに対して石岡は、錢律の規定はあくまで盜鑄錢という重大犯罪に対する特例措置であり、身分回復が可能なのはあくまでも隸臣妾に限られていたと結論している²⁵。しかし、時期の異なる睡虎地秦簡の規定と二年律令の規定とを同時に論じ、一方を特例措置として考察対象から除外してもよいのであろうか、むしろ、特例的な規定が現れた刑制上の変化にこそ注意すべきである。

秦代から漢初にかけての変化に着目した研究としては、陶安あんどの成果が挙げられる。陶安はこの問題に対して、秦末の乱世に大赦や勲功によって免罪の範囲がなし崩し的に拡大し、そのまま漢初に踏襲されたため、『二年律令』錢律には広範な免罪権が見えるようになったと推測している²⁶。

秦末以降の赦令の頻発は刑制の変化の背景として指摘されることも多く、宮宅潔の詳細な研究もある²⁷。しかし、これまで『史記』巻6始皇本紀に見える「久者不赦〔長いこと赦が行われなかった〕』という記述から、秦王政・始皇帝期には赦が行われなかったと考えられてきたが、『嶽麓秦簡(参)』の公表によって、秦王政時代にも赦が行われていたことが明らかになった。たとえば、案例03猩・敝知盜分贓案では、秦王23年(前224年)の記録として

敝當耐鬼薪、猩黥城旦。逕戊午赦、爲庶人。

(盗品と知りながら財物を受け取った罪で) 敝は耐鬼薪に処され、猩は黥城旦に処された。(しかし) 戊午の(日に発布された) 赦によって自由身分となった。

とあり、城旦や鬼薪が赦によって解放されている。陶安は、嶽麓秦簡の公開を受け、秦王政期に少なくとも2度の赦令が発せられていることを挙げて、漢代の文献に基づく通説を見直す貴重な資料であると指摘している²⁸。伝世文献史料には記録されていない赦の存在は、秦代の赦が従来考えられていたよりも頻繁に行われていた可能性を示しているだろう。そして、このことは秦末から漢初にかけて起こった刑制上の変化を赦の頻発という要因からだけでは導き出せなくなったことを意味している。

そもそも、錢律の規定を免罪権の拡大と解釈することは可能だろうか。二年律令に見える贖身規定がこの錢律の1条のみであるということを変更して考えてみたい。当該条文は爵の贖身機能を示す条文として挙げられることもあるが、あくまで盜鑄錢という重大犯罪を阻止し、その際に賜与される爵を辞退した場合に得られる恩典である。即ち、普遍的に爵の返上による刑徒の贖身を許可している訳ではないのである。そして、睡虎地秦簡に見られた隸臣妾の贖身規定が二年律令では見られなくなっていることにこそ注目すべきではないだろうか。このことは、漢初には睡虎地秦簡の頃のように、刑徒やその家族による主動的な贖身が許されず、国家の恩赦や褒賞という国家主導の形式によってのみ身分回復が行われるようになったことを意味している。秦代において、贖身は隸臣妾にのみ許された特権であったが、漢代ではそうした特権が排除され、城旦舂以下の刑徒が国家によって一律で管理されるようになっており、刑徒の身分回復にも国家の意向がより強く働くようになったことがうかがえるのである。このことは、国家が刑徒をより効率的・恣意的に管理できるようになったことを意味しているだろう。以上のように、刑徒身分の回復という角度からも、秦代から漢初にかけて刑徒に対する国家の姿勢に変化が生じていたことが確認できる。そして、こうした変化は身分刑的要素の消失と同一の流れにあったものと考えられるのである。

三、刑徒の「家族」

最後に、刑徒の「家族」に関する問題についても検討したい。前述の通り、従来、収が刑徒間の格差を生じさせ、収の行われない隸臣は家族を維持できるのに対して、城旦・鬼薪はそれが不可能であったと考えられてきた。それを裏付けるように、『睡虎地秦簡』秦律十八種司空律141・142簡に

隸臣有妻・妻更、及有外妻者、責衣。

隸臣で妻・「妻更」、及び「外妻」がいる者には、衣服を徴収する。

とあり、隸臣には妻や「妻更」「外妻」等の配偶女性がいることが確認されている²⁹。また、金布律94・95簡に稟衣者、隸臣・隸府之母(無)妻者及城旦、冬人百一十錢、夏五十五錢。

衣服の支給を受ける者のうち、隸臣や隸府で妻がいない者、及び城旦には、冬に一人当たり110銭、夏に55銭を（衣服代として）支給する。

とあり、城旦とは異なり、隸臣には妻がいる場合も想定されていたことがうかがえる。これらのことから、従来、隸臣は妻帯が可能であったが、城旦はそれが不可能であったと理解されてきた。しかし、近年公開された『嶽麓秦簡（肆）』266簡には

黔首爲隸臣・城旦・城旦司寇・鬼薪（薪）妻而内作³⁰者、皆勿稟食。

黔首でありながら隸臣・城旦・（城旦でありながら司寇の任務に従事する）城旦司寇・鬼薪の妻となって役務に従事する者には、食糧を支給してはならない。

とあり、隸臣だけでなく、城旦・鬼薪も妻帯することが可能であったことが明らかになった。「黔首」とは始皇帝の統一以降に「民」を改めた語であるが³¹、この中には奴婢や刑徒は含まれず、自由身分の者を指していたと考えられている³²。つまり、少なくとも始皇帝期以降には、収によって妻子を没収された城旦や鬼薪も新たに自由身分の女性と結婚することが可能であったことがわかったのである。

従来、刑徒は刑徒用の居住区での生活が義務付けられており、とくに城旦舂は一般民との接触は制限されていたと理解されてきた³³。こうした理解に立って一般民と刑徒とが婚姻関係を形成し得る状況を想定すると、居贖債（贖刑・贖刑の財産刑や官府への債務を労働償還すること）が挙げられる。一般民が居贖債で刑徒とともに労役する状況の中で、婚姻関係が成立したとしても不自然ではない。しかし一方で、この条文は一般民が刑徒の妻になったことによって労役を課されたと解釈することもできる。刑徒の妻に食糧を支給しないよう規定されていることから、国家がこうした一般民と刑徒との婚姻を快く思っていなかった可能性もあるだろう。そして、後者の解釈では、城旦舂ら刑徒が内作の場以外で一般民と交流し得たということになり、従来考えられていたよりも彼らが緩やかに隔離・管理されていたということになる。城旦や鬼薪の家族に関する規定はこの一条のみであるため詳細は明らかでないが、城旦や鬼薪までもが家族を形成し得たという事実は、従来指摘されてきた隸臣妾と城旦舂・鬼薪白粲との間の絶対的格差を改めて検討する必要があることを示しているだろう。

漢初についても、刑徒に関連する史資料が少ないため、その家族が置かれた状況はよくわかっていない。唯一、『二年律令』戸律307簡に刑徒の「家」に関連するであろう規定が見られるが、その解釈が問題となっている。まず、その釈文を挙げると

隸臣妾城旦舂鬼薪白粲家室居民里中者以亡論之

とあり、この「家室」の解釈を巡って先行研究間で理解の相違が見られる。京都大学人文科学研究所共同班では、「家室」を家族の意味で取り、

隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲の家族が民の里中に居住している場合は、亡として論断する。

と訳すが、睡虎地秦簡の記述から、隸臣妾の妻子までも特別な場所に移したとは考えにくいとして、「家室」を住居の意味で解釈する別案も提示している³⁴。彭浩・陳偉・工藤元男らもこの解釈を引用する³⁵。他方、専修大学『二年律令』研究会では「家室」を建物の意味で取り、

隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲の居室が、民の里のなかにある場合は、その者を亡として処罰する。

と訳し、当該規定から、隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲といった刑徒の居住する家屋が、一般民の居住地である里内から排除されていたことがわかると指摘する³⁶。同様に「家室」を建物・住居として解釈する研究は多い³⁷。しかし、財産を保持できる隸臣はともかく、収によって財産を没収され、宅地の受給対象からも除外されている城旦や鬼薪が民里に居室を構えることは可能だったのだろうか。

陶安は、そもそも隸臣妾と城旦舂・鬼薪白粲が同列に論じられていることに疑問を呈し、当該条文を隸臣妾と城旦舂・鬼薪白粲の家族であった者（＝収人）が民里に住むことを禁止したものであると解釈した。漢代以降、頻繁に赦令が発せられるようになるが、官府は赦免された城旦舂等の生活を確保するため、彼らの家族を民里以外の居住地に住ませ、登録しておくことで、家族の復元を可能にしようとしたのではないかと推測している³⁸。陶安は当該条文に収制度の弛緩を見出しているのである。確かに、収制度が改変され、刑徒が家族関係を保持できるようになった可能性も否定できない。しかし、没収されて強制的に官府の管理下に置かれた収人が、自由に民里に移住したり、元の家に住居し続けたりすることは不可能であったと考えられる。なにより、亡律165簡に規定が設けられているように、収人が管轄の官府から無断で離れば、その時点で逃亡罪となるため、「以亡論〔逃

亡罪を適用して論断する]とする必要は無いはずである。

こうした理解の相違に対して鈴木直美は、先行研究では「家室」を家族として解釈することを肯定する場合も否定する場合も、その家族は刑徒になる以前の家族を指すという先入観があったことを批判し、もとの家族のところに戻るにせよ、新たな家族を作るにせよ、一般人に紛れて生活することが問題なのであると指摘した³⁹。鈴木は逃亡した刑徒が新たに家族を形成した場合を想定して当該条文を解釈しているが、「家室」には新たに形成された家族の意味も含むとする見解は、嶽麓秦簡の公開を受けて新たな意味を持つだろう。

従来、城旦・鬼薪は妻帯することができないと考えられており、刑徒の「家族」と言った場合には刑徒となる以前の家族が想定されていた。しかし、前掲の『嶽麓秦簡(肆)』266簡から、隸臣以外の刑徒も妻帯し、家族を構築できることが明らかになったのである。そうであるならば、当該条文の「家室」も刑徒が新たに家族関係を構築した一般民のことを指し、そうした人々は一般民と隔離されていたと解釈できるのではないだろうか。彼らは本来一般民として民里に居住していたが、刑徒の家族となった時点で居住地を変えなくてはならなくなり、そうした状況でなお民里に留まっているからこそ、直接の逃亡罪ではなく、「亡論」とされるのではないかと考えられるのである。

少なくとも統一以降、隸臣だけではなく、城旦や鬼薪までもが一般民と結婚し、新たな家族をつくり得たことや、二年律令に刑徒の再犯規定が見えることは、城旦春や鬼薪白粲といった刑徒にも、ある程度の生活の自由や一般民との交流の余地が残されていたことを示していると言えよう⁴⁰。城旦や鬼薪の妻帯が睡虎地秦簡の頃から許可されていたかは不明であるが、睡虎地秦簡では隸臣に妻の有無を確認したり、隸臣の妻に当たる女性に衣服を提供させたりと、隸臣の妻に関連する規定のみが設けられていた。おそらく、当時は隸臣のみが家族を保持できたものと推察される。一方、嶽麓秦簡や二年律令の規定では隸臣妾・城旦春・鬼薪白粲の家族が一律に論じられている。刑徒の家族という角度から見ても、本来、刑徒間に設けられていたはずの身分格差が徐々に薄れていったことが確認できるのである。

おわりに

本稿では、秦代から漢初にかけての刑制の変化を明らかにする手掛かりとして、刑制の影響を直接的に受ける刑徒の在り方に着目した。刑徒に関わる問題の中でも、刑徒間の身分的差別や身分回復、刑徒の家族といった問題は先行研究において理解の一致が見られず、十分に解明されていない点多かったと言える。そこで本稿は、嶽麓秦簡等の新出資料によって得られた新たな知見をもとに、改めてこれらの問題に対する考察を行ったのである。

本稿の考察結果をまとめると以下ようになる。まず、秦代では刑徒の服装に差異が設けられており、それが刑徒間の身分的差別を表していたと考えられるが、刑徒を効率的に管理しようとする国家の目的から、労働内容ごとに衣服の一律化が行われ、漢初には刑徒間の衣服の差異が消失していることがわかった。同時に、刑徒の身分回復という点にも秦代から漢初にかけて変化が起こっており、睡虎地秦簡に見られた爵の返上や代替労役といった刑徒やその家族が主体的に行う身分回復が、漢初の二年律令では見られなくなり、恩赦や褒賞という国家主導のものに限定されるようになっていく。また、刑徒の家族という点からも、睡虎地秦簡の時点で保持されていた隸臣妾の優位性が漢初にかけて消失していることが明らかになった。従来、秦代漢初の刑制については同一に論じられることも多かったが、資料を時代ごとに精査すると、そこにこうした変化を読み取ることができるのである。

そして、以上の考察結果に共通しているのは、睡虎地秦簡の時点ではある程度保持されていた刑徒間の身分的差異と呼べるものが徐々に薄れていき、二年律令の頃には刑徒を一律で管理しようとする傾向が見られることである。こうした刑徒に関わる制度の変化には、国家が刑徒を効率的に管理し、その労働力を利用しようとする目的があったと考えられる。筆者は、秦代から漢初にかけて、身分刑の諸要素が徐々に失われ、刑罰の主目的が労役に置き換えられたことが、労働力を刑期によって数値化する刑罰の有期化へと繋がっていったのではないかと推測しているが、こうした点のさらなる解明を今後の課題としたい。

【注】

- 1 簡牘資料について、本稿では以下のテキストを使用し、引用時に略称を用いて表記する。陳偉主編『秦簡牘合集 釈文注釈修訂本1・2 睡虎地秦墓簡牘』武漢大学出版社、2016年、『睡虎地秦簡』と略称。彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令与奏讞書——張家山二四七号漢墓出土法律文獻釈読』上海古籍出版社、2007年、このうち二年律令を引用する際に『二年律令』と略称。湖南省考古研究所編『里耶秦簡 壹』文物出版社、2012年、『里耶秦簡（壹）』と略称。朱漢民・陳松長編『嶽麓書院藏秦簡 參』上海辭書出版社、2013年、『嶽麓秦簡（參）』と略称。陳松長編『嶽麓書院藏秦簡 肆』上海辭書出版社、2015年、『嶽麓秦簡（肆）』と略称。陳松長編『嶽麓書院藏秦簡 伍』上海辭書出版社、2018年、『嶽麓秦簡（伍）』と略称。
- 2 陶安あんど『秦漢刑罰体系の研究』（創文社、2009年）、宮宅潔『中国古代刑制史の研究』（京都大学学術出版会、2011年）等に指摘がある。
- 3 城旦舂・鬼薪白粲・隸臣妾はそれぞれ城旦と舂・鬼薪と白粲・隸臣と隸妾という刑名が合体したものであり、城旦・鬼薪・隸臣は男性に、舂・白粲・隸妾は女性に適用された。本来は刑名が示す労役が科されていたと考えられるが、睡虎地秦簡の時点ですでに多様な労役が課されており、刑名は等級を示すものに変化していたと考えられる。司寇は刑徒の中でもっとも軽微なもの（秦代にはその下に「候」が存在したことが確認されているが、詳細は不明）であり、刑徒でありながら田宅受給の対象である等、刑徒身分と自由身分の間にあるかのような独特の位置付けにあるため、本稿では考察の対象から外したい。
- 4 高恒「秦律中<隸臣妾>問題的探討」（『文物』1977年7期、後に同氏『秦漢法制論考』厦門大学出版社、1994年に所収）。高説をはじめ、刑期が無かったとする見解を無期説と呼ぶ。
- 5 無期説の他、刑期が設定されていなかったのは隸臣妾のみであったとする部分的有期説や、隸臣妾も含めて当時の労役刑はすべて有期であったとする有期説がある。部分的有期説としては、高敏「從出土《秦律》看秦的奴隸制残余」（同氏『雲夢秦簡初探』河南人民出版社、1979年）等の論考が挙げられる。有期説は日本国内の研究では、若江賢三『秦漢律と文帝の刑法改革の研究』（汲古書院、2015年）や、堀毅『秦漢法制史論攷』（法律出版社、1988年）等に限られているが、国外では、黄展岳「雲夢秦律簡論」（『考古学報』1980年1期）以降、多くの研究に受用されている。刑期に関する論争については、初山明「秦漢刑罰史研究の現状」（『中国史学』5、1995年、後に改訂して同氏『中国古代訴訟制度の研究』京都大学出版社、2006年に所収）が争点を整理し、一つ一つ史資料を挙げて反証を行っているので、そちらを参照されたい。初山は文帝改革以前の段階で無期の労役刑の他に、「繫城旦舂」等の有期罰労働が存在していたことを指摘しており、「刑期」という制度は文帝の刑制改革によって突如として出現したものではなく、段階的に設定されたものであったと結論している。
- 6 富谷至『秦漢刑罰制度の研究』（同朋舎、1998年）は、無期刑というよりも、いつかは赦免される「不定期刑」と呼ぶべきものであったと指摘しており、陶安あんども、秦二世や漢初には大赦が頻発されたことで、城旦舂や隸臣妾などは、高い頻度で庶人身分に復帰するという「不定期刑」と称せられる実態が作り出されたことを指摘している（陶安前掲注2著書、89頁）。多くの研究がこうした指摘を踏まえた上で、無期説・有期説の論争の流れを継承して「無期」の表現をそのまま使用しているので、本論もそれに従う。
- 7 先駆的な研究としては、初山明「秦の隸屬身分とその起源—隸臣妾問題に寄せて」（『史林』65-6、1982年）、富谷至「秦漢の労役刑」（『東方学報（京都）』55、1983年）等が挙げられる。両氏は隸臣妾の身分のみを問題としたが、現在の研究では、鷹取祐司「秦漢時代の刑罰と爵制的身分序列」（『立命館文學』608、2008年）等、司寇から城旦までを身分刑と捉えるのが一般的である。
- 8 永田英正「睡虎地秦簡秦律に見る隸臣妾」（梅原郁編『前近代中国の刑罰』京都大学人文科学研究所、1996年）は、身分の貶下が如何ほどの刑罰効果を持ったのかと批判しており（62頁）、陶安あんども、刑罰によって重要なのは、身分の貶降による社会からの排除よりも法の強制力によって一切の社会的行為能力が剥奪され、日々重労働が科せられることであると指摘している（陶安前掲注2著書、82-83頁）。
- 9 宮宅潔が指摘するように、文帝以前の史資料に見える鬼薪白粲は、いずれも一部の特権身分の者に限定的に適用された刑罰であったと考えられる（宮宅前掲注2著書、97-102頁）。
- 10 滋賀秀三「中国古代の刑罰についての一考察—誓と盟を手がかりとして」（滋賀秀三・平松義郎編『石井良助先生還暦祝賀 法制史論集』創文社、1976年）。
- 11 徐服『秦会要補訂』卷22。近年の研究でも、瀬川敬也「秦代刑罰の再検討—いわゆる『労役刑』を中心に」（『鷹陵史学』24、1998年）が、『漢書』卷23刑法志に見える「赭衣塞路〔赤い囚人服（の刑徒が溢れて）道をふさいだ〕』という記述から、刑徒身分の者はすべて赤い囚人服の着用が義務付けられたらと推定している（33頁）。
- 12 当該簡は錯簡の疑いがあったが、瀬川敬也「秦漢時代の身体刑と労役刑—文帝刑制改革をはさんで」（『中国出土資料研究』7、2003年、97-98頁注12）や、陶安前掲注2著書（441-442頁注11）は錯簡を疑う必要がないことを指摘している。
- 13 宮宅潔や陶安あんど等は司空律134・135簡の記述から、鬼薪白粲にも赤い囚人服の着用が義務づけられていたと理解する（宮宅前掲注2著書、110頁、陶安前掲注2著書、55-56頁）。しかし、司空律133～140簡の内容は居贖償に関するものであることから、本稿では鬼薪白粲が居贖償する場合の規定として解釈した。

- 14 陶安前掲注2著書、80頁。
- 15 ただし、司空律134簡には、贖刑を科された者が城旦春と同じ労役で労働償還する場合には、城旦春と同じ衣服を着用させてはならないと規定されており、一般民と刑徒との間には待遇の差があったことがうかがえる。
- 16 陶安前掲注2著書。陶安は、その背景に国家が刑徒の労働力を効率的に利用しようとする功利的目的があったことを指摘している。
- 17 大男・大女・使小男・使小女・未使小男・未使小女という分類について、整理小組は、『居延漢簡』にこれと関連する規定があるとして、大男・大女とは15歳以上の男女、使小男・使小女とは7歳から14歳までの男女、未使小男・未使小女を6歳以下の男女とする(251頁)。本論の現代語訳では、現代の感覚に近づけるため、成人男性・成人女性・少年・少女・男児・女児と訳出した。
- 18 曹旅寧「釈“徒隸”兼論秦刑徒的身份及刑期問題」(『上海師範大学学报(哲学社会科学版)』2008年5期)。
- 19 宮宅潔は、刑徒に支給される衣服には「七稷布」という特別な布地が用いられており、一般民とは区別されていたことを指摘している(宮宅前掲注2著書、112頁・174頁注63)。
- 20 賈山伝の記述はこの後に「其後文帝除鑄錢令、……」と続いており、文帝が盗鑄錢令を廃止したのは文帝5年(前175年)4月のことであることから、この記事は文帝の刑制改革以前のものであると考えられる。
- 21 宮宅前掲注2著書、175頁注65。
- 22 睡虎地秦簡・秦律十八種倉律61・62簡、司空律151簡、軍爵律155・156簡等。
- 23 石岡浩「収制度の廃止にみる前漢文帝刑法改革の発端」(『歴史学研究』805、2005年)。
- 24 整理小組は司空に所属する刑徒とするが(171頁)、人文研訳は「司寇」の誤記ではないかと指摘している(富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究—訳註編』朋友書店、2006年、134頁)。本論も司寇として解釈する。
- 25 石岡前掲注23論文、7-8頁。
- 26 陶安前掲注2著書、65頁。
- 27 宮宅前掲注2著書、191-193頁。
- 28 陶安あと「叢説 嶽麓秦簡司法文書集成『為獄等狀等四種』譯注稿 事案三」(『法史学研究会会報』19、2015年)、125頁。
- 29 整理小組は、「妻更」を更隸妾、即ち輪番で官府に服役する隸妾身分の妻であるとし、「外妻」を自由身分の妻であるとする(53頁)。
- 30 整理小組によれば、「内」は「冗」の訛字であり、「冗作」は官府の種々の服役を指すという(175頁注250)。
- 31 『史記』巻6始皇本紀26年条に「更名民曰、黔首。〔民の名称を改め、黔首とした。〕」と見える。
- 32 堀敏一『中国古代の身分制—良と賤』(汲古書院、1987年)は、黔首・齊民の中に奴婢と有罪者は数えられないと指摘する(112頁)。
- 33 『睡虎地秦簡』秦律十八種司空律147・148簡に、城旦春の市場への出入りを禁じる規定があること等から、城旦春は一般人の生活空間に立ち入ることが禁止され、接触が制限されていたと理解されてきた。
- 34 富谷前掲注24著書、204-205頁。
- 35 彭・陳・工藤前掲注1著書、216頁。
- 36 専修大学『二年律令』研究会「張家山漢簡『二年律令』訳注(七)」(『専修史学』41、2006年)、134-136頁。専大訳も別案として「家室」を家族と解釈する説を挙げている。
- 37 宮宅前掲注2著書、121-122頁。宮宅は、「家室」を家族と捉え、収帑されない春・白粲の夫にまで居住制限が設けられるのは不合理であるとし、家屋の意味として捉える(178頁注78)。
- 38 陶安前掲注2著書、56-57頁。陶安は収人と隸臣妾とを同一のものとして理解しているが、筆者は別個のものと考えている。収人と隸臣妾との関係については、飯島和俊「夫の犯罪と妻子の没入—出土資料による検討」(『國學院大學紀要』46、2008年)が詳しい。
- 39 鈴木直美『中国古代家族史研究—秦律・漢律にみる家族形態と家族観』刀水書房、2012年、114-116頁。
- 40 飯尾秀幸「秦・前漢初期における里の内と外—牢獄成立前史」(太田幸男・多田狷介編『中国前近代史論集』汲古書院、2007年)は、刑徒と一般民の「近さ」が刑徒の再犯の背景にあることを指摘している(158頁)。